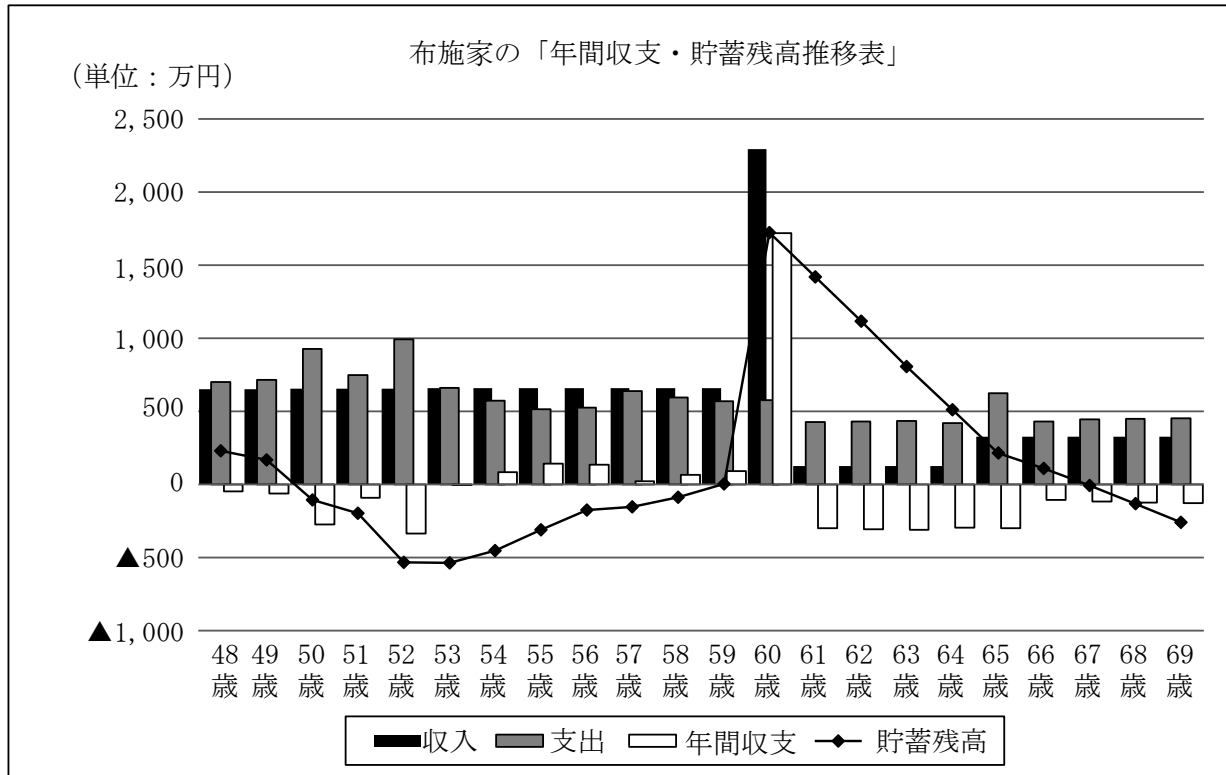


問 1

会社員の布施さん（48歳）は、長男が4月から大学生となり安心している半面、2年後には長女の大学受験も控え、教育費の負担について不安を感じています。貯蓄残高も減少傾向が続くと考えられることから、税理士資格を有するCFP[®]認定者にキャッシュフローの分析を依頼したところ、次の<布施家の「年間収支・貯蓄残高推移表」>のようになることが判明しました。布施さんは50歳から退職まで貯蓄残高がマイナスとなることから、今後のライフプランを真剣に考えて対策を検討することにしました。布施家の家計に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。



<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円 (上限)

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	(A)×25%＋27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A)×15%＋68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A)×5%＋145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	(A)×25%＋27.5万円
	410万円 超 770万円 以下	(A)×15%＋68.5万円
	770万円 超 1,000万円 以下	(A)×5%＋145.5万円
	1,000万円 超	195.5万円

<住民税に関する資料：納税者の合計所得金額が900万円以下の場合>

所得控除	社会保険料控除	所得税と同じ	
	生命保険料控除	1. 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
		15,000円以下	支払金額の全額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4 + 17,500円
		70,000円超	35,000円
	2. 2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
	12,000円以下	支払金額の全額	
12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2 + 6,000円		
32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4 + 14,000円		
56,000円超	28,000円		
地震保険料控除	1. 地震保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
	50,000円以下	支払金額の1/2	
	50,000円超	25,000円	
	2. 旧長期損害保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
5,000円以下	支払金額の全額		
5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2 + 2,500円		
15,000円超	10,000円		
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	330,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	330,000円	
	特定扶養親族	450,000円	
税率	道府県民税	4%	
	市町村民税	6%	
均等割額	年4,000円		

(注) 年間の支払保険料の合計とは、その年に支払った保険料の合計額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

< 令和5年分 給与所得の源泉徴収票 >

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号) 2126																
		(役職名)																
		氏名 (フリガナ) フセ コウイチ 布施 浩一																
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の合計額			源泉徴収税額								
給料・賞与	内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円							
	8	400	000	6	460	000	3	282	000	2	203							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の有無	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数			障害者の数 (本人を除く。)			非居住者である親族の数							
有	従有	千	円	人	従人	内	人	従人	人	内	人							
○		3	80	0	0	0	1		1									
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額									
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円								
	1	310	000	7	8	000	2	4	000									
(摘要)																		
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円							
		36,000								120,000								
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日 (1回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)	円									
		住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日 (2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)	円								
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) フセ ジュンコ	氏名	布施 純子	区分	配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円							
						0		基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円							
控除対象扶養親族		(フリガナ) フセ ショウタ	氏名	布施 翔太	区分	16歳未満の扶養親族	(フリガナ)	氏名	区分									
		(フリガナ) フセ ヤヨイ	氏名	布施 弥生	区分		(フリガナ)	氏名	区分									
		(フリガナ)	氏名		区分		(フリガナ)	氏名	区分									
		(フリガナ)	氏名		区分		(フリガナ)	氏名	区分									
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日						
					特 別	その他	婦	親	学生	就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
															昭和	50	08	01
(受給者交付用)	支払者	住所(居所)又は所在地																
	氏名又は名称	株式会社ST (電話)																

(問題 1)

(設問A) 布施さんは、現状を把握するため、2023年分の給与所得の源泉徴収票に基づき、給与収入から2023年中に給与天引きされた社会保険料等の額、2023年分の給与所得に対して課税される所得税および住民税の額を控除した後の手取り金額を算出することとした。2023年中に株式会社STからの給与以外の収入がないものとした場合、布施さんの2023年における手取り金額として、正しいものはどれか。なお、住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(1) 2023年分の給与収入	()
(2) 2023年中に給与天引きされた社会保険料等の額	()
(3) 2023年分の給与所得に対して課税される所得税の額	()
(4) 2023年分の給与所得に対して課税される住民税の額	()
(5) (1) - (2) - (3) - (4) =	()

1. 6,468,700円
2. 6,501,700円
3. 6,511,700円
4. 6,515,700円

(問題2)

(設問B) 布施さんは、リタイアメントプランニングを行うために、定年退職時に支給される退職金の手取り金額を試算することにした。退職により以下のとおり退職一時金が支給される場合、退職一時金の税引後の手取り金額（所得税および住民税を控除した金額）として、正しいものはどれか。なお、所得控除、住民税の均等割その他記載のない事項については考慮しないものとする。また、所得税および住民税は2024年1月において施行されている法令等に基づいて計算するものとする。

支払者	一時金の支給額	備考
ST社	1,600万円	定年退職時における勤続期間は27年2ヵ月である。ただし、この勤続期間には病気治療による休職期間が4ヵ月含まれている。
勤労者退職金共済機構	420万円	中小企業退職金共済法による退職金であり、掛金の合計額は360万円とする。なお、加入期間は20年で、すべて上記のST社の勤続期間と重複しているものとする。

- ・ 障害者になったことに基因する退職ではないものとする。
- ・ 布施さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出する予定である。
- ・ 上記の退職金は特定役員退職手当等に該当するものではなく、上記以外に退職金の支給はない。

1. 19,532,500円
2. 19,637,500円
3. 19,975,000円
4. 20,020,000円

(問題3)

(設問C) 布施さんは、定年退職後の60歳から64歳までは、以下のとおりSY生命保険会社からの個人年金を受け取る予定である。布施さんが62歳の年に嘱託として働き、年300万円の給与収入を得たものと仮定した場合、この年における税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した金額)として、正しいものはどれか。なお、住民税の調整控除については考慮しないものとし、所得税および住民税は2024年1月において施行されている法令等に基づいて計算するものとする。

○SY生命保険会社からの個人年金の年間の受取額等(10年確定年金)

年金受取額 126万円

必要経費 78万円

○所得税の所得控除額 120万円

○住民税の所得控除額 110万円

1. 3,271,000円
2. 4,024,000円
3. 4,051,000円
4. 4,055,000円

(問題4)

(設問D) 布施さんが68歳の年に以下のとおり個人年金に加え老齢年金の支給を受け、かつ、嘱託として働いて年120万円の給与収入を得た場合、この年における税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した金額)として、正しいものはどれか。なお、住民税の調整控除については考慮しないものとし、所得税および住民税は2024年1月において施行されている法令等に基づいて計算するものとする。

○SY生命保険会社からの個人年金の年間の受取額等(10年確定年金)	
年金受取額	126万円
必要経費	78万円
○老齢基礎年金と老齢厚生年金の受取額	200万円
○所得税の所得控除額	95万円
○住民税の所得控除額	86万円

1. 4,183,000円
2. 4,285,000円
3. 4,300,000円
4. 4,304,000円

(問題5)

(設問E) 布施さんは住宅ローンの負担を軽減するため、現在の自宅を売却して郊外に住み替えることも考えている。仮に布施さんが2023年中に居住用財産を売却した場合における所得税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例は、譲渡した年の1月1日において居住用財産の所有期間が5年超でなければ適用を受けることができない。
2. 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例は、譲渡した年の1月1日において居住用財産の所有期間が5年超でなければ適用を受けることができない。
3. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例は、譲渡資産について売買契約締結日の前日に一定の要件を満たす住宅ローンを有していなければ適用を受けることができない。
4. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例は、譲渡資産について売買契約締結日の前日に一定の要件を満たす住宅ローンを有していなければ適用を受けることができない。

(問題6)

(設問F) 布施さんは、住宅ローンの繰上げ返済に充てるため、以下の資産の売却を検討することにした。これらの資産を2024年中に売却した場合、2024年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	譲渡価額	取得費	譲渡費用	取得年月
ゴルフ会員権	150万円	220万円	10万円	2005年11月
金地金	400万円	55万円	5万円	2003年 6月
骨董品	350万円	(注)	20万円	(注)

(注) 骨董品は、2020年2月に父から相続(単純承認)により取得したもので、父は1989年4月に150万円で購入している。なお、相続時の相続税評価額は300万円であった。

1. 135万円
2. 195万円
3. 220万円
4. 235万円

(問題7)

(設問G) 布施さんの妻(45歳)は、介護ヘルパーの資格を活用してパートで働くことを検討している。仮に2023年において布施さんの妻にパート収入が生じた場合、布施さんの所得税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、布施さんの2023年中の収入は、ST社からの給与のみであるものとする。

<合計所得金額900万円以下の納税者の配偶者に関する人的控除>

配偶者控除	38万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額
	48万円超 95万円以下	38万円
	95万円超 100万円以下	36万円
	100万円超 105万円以下	31万円
	105万円超 110万円以下	26万円
	110万円超 115万円以下	21万円
	115万円超 120万円以下	16万円
	120万円超 125万円以下	11万円
	125万円超 130万円以下	6万円
	130万円超 133万円以下	3万円

1. 妻のパート収入が140万円の場合、布施さんの所得税は増加しない。
2. 妻のパート収入が152万円の場合、布施さんの所得税は2,000円増加する。
3. 妻のパート収入が162万円の場合、布施さんの所得税は12,000円増加する。
4. 妻のパート収入が180万円の場合、布施さんの所得税は41,800円増加する。

問2

所得税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円(上限)

(問題8)

(設問A) 三上さんは株式会社QBに勤務する会社員である。三上さんの2023年中の収入が以下のとおりである場合、三上さんの2023年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

○給与収入等に関する事項

- ・ 基本給 720万円
- ・ 住宅手当 60万円(注1)
- ・ 通勤手当 18万円(注2)
- ・ 賞与 180万円

(注1) 住宅手当はQB社が社員の家賃補助の一環として1ヵ月当たり50,000円を支給している。なお、三上さんは自宅の家賃として1ヵ月当たり120,000円を負担している。

(注2) 通勤手当は1ヵ月当たり15,000円が支給されている。三上さんは公共交通機関を利用しており、当該金額は一般の通勤者につき通常必要と認められるものである。

※三上さんは、三上さんと同居し生計を一にする長男(19歳)および長女(17歳)がいる。長男、長女はいずれも収入はない。

※年齢は2023年12月末日の現況である。

1. 700万円
2. 754万円
3. 765万円
4. 783万円

問3

給与所得者である井上さんは、資産運用の一環として、投資用の中古アパートの取得を検討しています。取得する不動産に関する条件等が以下のとおりである場合、この不動産の運用等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、井上さんは今回初めて投資用不動産を取得し、直ちに事業の用に供するものとします。

- 構造等：軽量鉄骨造2階建
- 部屋数：1DK6室、2DK2室の計8室
- 取得価額：建物 3,100万円
建物附属設備 300万円
土地 3,200万円
- その他：この不動産の取得に際しては、取得資金の3分の1を自己の貯蓄から支出し、残額については銀行ローンを組む予定である。

(問題9)

(設問A) 井上さんの所得税における不動産所得に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。
なお、井上さんには給与所得および不動産所得以外の所得はないものとする。

1. 不動産事業に係る住民税は、所得税における不動産所得の計算上、必要経費に算入できる。
2. 貸付けの用に供している建物に係る地震保険料は、納税者の選択により、必要経費に算入するか、地震保険料控除の適用対象とすることができる。
3. この不動産の賃貸業務の開始時期が1月16日以後である場合、その年の年末までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出すれば、その年から青色申告により確定申告を行うことができる。
4. この不動産に空室がある場合において、いつでも入居できるように維持管理がなされ、かつ、継続的に入居募集を行っているときは、その空室に対応する減価償却費を必要経費に算入することができる。

(問題10)

(設問B) 2023年5月に井上さんがこの不動産を取得し、直ちに事業の用に供した場合において、その年中の不動産賃貸業の収支等が以下のとおりであったとき、井上さんの2023年分の所得税の計算上、不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、青色申告特別控除として10万円の控除を受けるものとし、減価償却費の計算方法については定率法を適用できる場合は定率法によるものとする。

＜不動産賃貸の収支に関する資料＞

○収入

家賃収入 570万円

○現預金による支出

ローン元金返済 340万円

ローン利息 120万円

その他必要経費 150万円

＜減価償却に関する資料＞

○耐用年数：建物12年、建物附属設備7年

※耐用年数は合理的に見積もった使用可能年数である。

○償却率

耐用年数	定額法	定率法
7年	0.143	0.286
12年	0.084	0.167

1. 592,000円

2. 692,000円

3. 878,000円

4. 978,000円

(問題 1 1)

(設問C) 井上さんの2024年における不動産貸付の状況等が以下のとおりであった場合、2024年の不動産貸付に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、青色申告特別控除として10万円の控除を受けるものとし、事業税およびその他記載のない収支については考慮しないものとする。また、税金の計算に当たっては、所得控除を0円とし、所得税および住民税を合算した税率を20%として計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

項目	金額	備考
家賃収入	950万円	すべて不動産所得の収入金額に該当する。
必要経費	320万円	減価償却費以外の現金支出額である。
減価償却費	310万円	
ローン返済額	450万円	元金の返済額であり、利息の支払額は必要経費に含まれている。

- ・ 実際に納税する時期は考慮しないものとする。
- ・ 未収、前受等の経過勘定項目は発生していないものとする。

1. 116万円
2. 118万円
3. 180万円
4. 258万円

(問題 1 2)

(設問D) 井上さんが取得したこの不動産において、103号室の2024年における入金状況が以下のとおりであった場合、103号室に係る井上さんの2024年の所得税の計算上、不動産所得の総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、家賃等の収入の時期については、所得税法の原則的な方法により計上するものとする。

受取月	入金額	備考
1～3月	0円	空室のため入金がなかった。
4月	家賃22万円 礼金10万円 敷金20万円	家賃は2024年4月分と5月分の2ヵ月分である。 礼金は全額返金しない。 敷金は退去時に20%を償却し、残りは返還する。
5～12月	家賃88万円	家賃は2024年6月～2025年1月までの8ヵ月分である。

- ・ 賃貸借契約により、その月の家賃は前月末までに支払うことになっている。

1. 109万円
2. 113万円
3. 120万円
4. 124万円

(問題 13)

(設問E) 井上さんの知人である会社員の永井さんは、駅前の賃料上昇を見込み、銀行借入れにより賃貸用マンションを購入した。永井さんの2023年分の所得等が以下のとおりである場合、永井さんの2023年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得税の金額が最も少なくなるように計算すること。

- 給与所得 880万円
- 不動産所得に係る事項
- ・ 賃貸収入 288万円
 - ・ 必要経費 370万円
 - (内訳) 支払利息 70万円 (不動産取得に要した借入金利子)
 - その他経費 300万円 (必要経費として適正な額)
- 不動産購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	2,400万円	自己資金	1,600万円
建物	3,200万円	銀行借入金	4,000万円
合計	5,600万円	合計	5,600万円

- ・ 土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。
- ・ 銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 812万円
2. 828万円
3. 840万円
4. 868万円

(問題 14)

(設問F) 井上さんの知人である平尾さんの2023年における不動産の貸付けによる収支等が以下のとおりである場合、平尾さんの2023年分の所得税の計算上、不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、平尾さんは所得税の青色申告承認申請書を提出したことはない。

項目		金額	備考
家賃収入		600万円	すべて不動産所得の収入金額に該当する。
敷金	2023年中に退去した賃借人甲から入居時に収受した敷金	15万円	甲は2020年1月に入居し、2023年10月に退去した。その際、甲の退去に要した修繕費45,000円を敷金から控除し、残額60,000円を甲に返還している。
	2023年中に入居した賃借人乙から入居時に収受した敷金	14万円	乙は2023年4月に入居している。
必要経費		180万円	甲の退去に係る修繕費45,000円が含まれている。

- 平尾さんと各賃借人との間の賃貸借契約においては、敷金は賃借人の退去時に30%を償却し、残額については修繕費と相殺して返還することとなっている。

- 4,242,000円
- 4,245,000円
- 4,287,000円
- 4,290,000円

問4

別所さんは、2023年9月に勤めていた会社を退職し、2023年10月に個人で洋食のお店を開店しました。別所さんの事業所得に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、各年分の事業所得の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題15)

(設問A) 別所さんは、仕入れや配達用に中古自動車(軽自動車)を購入した。その購入した中古自動車に関する内容は以下のとおりである。仮に、2023年10月から事業の用に供した場合、別所さんの2023年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、当該中古自動車の取得後の使用可能年数の見積もりは困難であり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定められた簡便な計算方法によるものとする。また、別所さんは車両運搬具の減価償却方法についての届出は行っておらず、法定償却方法によるものとする。

- ・ 中古自動車の購入価額：90万円
- ・ 経過年数：1年10ヵ月
- ・ 軽自動車の法定耐用年数：4年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
2年	0.500	1.000
3年	0.334	0.667
4年	0.250	0.500

1. 56,250円
2. 75,150円
3. 112,500円
4. 225,000円

(問題 16)

(設問B) 別所さんは、事業の用に充てるため、2023年11月に国庫補助金の交付を受けている。交付を受けた国庫補助金の額等が以下のとおりであった場合、別所さんの2023年分の所得税における事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入すべき金額および減価償却費として事業所得の必要経費に算入すべき金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<交付を受けた補助金および交付目的適合資産の取得状況>

○交付を受けた国庫補助金の額：1,500,000円

この国庫補助金は2023年12月末日までに返還不要が確定している。

○交付目的適合資産の取得状況等

別所さんは、交付を受けた国庫補助金に自己資金を加えて以下の器具備品を購入し、直ちに事業の用に供している。

資産種類	取得年月	法定耐用年数	購入価額
器具備品	2023年12月	15年	2,100,000円

- 器具備品の償却方法は定額法を選択するものとし、耐用年数15年の定額法償却率は0.067とする。

- | | | | |
|------------------|------------|-------|---------|
| 1. 総収入金額に算入すべき金額 | 0円 | 減価償却費 | 3,350円 |
| 2. 総収入金額に算入すべき金額 | 0円 | 減価償却費 | 40,200円 |
| 3. 総収入金額に算入すべき金額 | 1,500,000円 | 減価償却費 | 3,350円 |
| 4. 総収入金額に算入すべき金額 | 1,500,000円 | 減価償却費 | 40,200円 |

(問題17)

(設問C) 別所さんが事業を開始した2023年の所得等が次のとおりである場合、2024年へ繰り越される純損失の金額として、正しいものはどれか。なお、別所さんは2023年分の所得税の申告から青色申告の適用を受けるための要件を満たしており、2023年分の所得税について青色申告書を申告期限内に提出し、純損失の繰越控除の適用が受けられるものとする。

所得の種類等	金額	備考
給与所得	250万円	—
事業所得	▲1,200万円	損失の金額には、被災事業用資産の損失は含まない。
退職所得	400万円	—
一時所得	150万円	—
所得控除額	100万円	—

1. 400万円
2. 500万円
3. 800万円
4. 900万円

(問題 18)

(設問D) 別所さんは、妻、長女および長男を別所さんの事業に従事させている。2024年中にこれらの者に支払った給与の額が以下のとおりであった場合、別所さんの2024年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

○妻、長女および長男に支払った給与の状況

支払先	年齢	給与の額
妻	51歳	100万円
長女	26歳	250万円
長男	23歳	50万円

- ・ 妻および長女は別所さんと生計を一にしており、いずれも前年から別所さんの事業にもっぱら従事している。
- ・ 妻および長女に支払った給与は、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載された金額の範囲内のものであり、かつ、労務の対価として相当と認められる。
- ・ 妻は、本年6月より病気のため入院しており、同月以降は別所さんの営む事業には従事していない。支給した給与100万円は、1月から5月までの分である。
- ・ 長男は、別所さんと別生計であるが、別所さんの営む事業を手伝ったことからアルバイト代を支払ったもので、労務の対価として相当と認められる。長男は、TA社に就職しており、アルバイトは主としてTA社の休日に行ったものである。

1. 250万円
2. 300万円
3. 350万円
4. 400万円

問5

馬場さんは、退職金を元手に個人で古着のリサイクルショップを開業しました。馬場さんは新卒で就職した会社に退職するまで勤めており、これまで個人事業を営んだことはありません。馬場さんの事業所得等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円（上限）

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題19)

(設問A) 馬場さんの2023年分の所得等の状況が以下のとおりであった場合、馬場さんの2023年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、所得控除の金額は120万円とする。

収入の種類	金額	備考
給与収入	340万円	—
退職金(収入金額)	400万円	勤続年数は12年である。
生命保険の解約返戻金	130万円	保険料の総額は140万円である。 保険契約の開始から8年経過後に解約した。
事業の総収入金額	350万円	必要経費は190万円である。 青色申告特別控除額55万円の適用を受ける要件を満たしている。

- ・ 障害者になったことに基因する退職ではない。
- ・ 馬場さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 117,500円
2. 107,500円
3. 87,500円
4. 67,500円

(問題20)

(設問B) 馬場さんの2024年分の事業所得の状況等は以下のとおりと予想される。馬場さんの所得が事業所得のみであった場合、2024年分の税引後のキャッシュフローの金額(所得税および住民税を控除した後)として、正しいものはどれか。なお、2024年に支払う所得税および住民税の合計額は12万円とする。

項目	金額	備考
収入金額	650万円	すべて現金収入である。
必要経費	360万円	減価償却費(20万円)以外はすべて現金による支出である。
設備投資額	160万円	店舗用陳列棚設置のための現金支出額である。 減価償却費は上記の必要経費に含まれている。
借入額	120万円	店舗改装用に当年に金融機関から借り入れた金額で、2024年12月末日までに元金15万円を返済し、借入利息6万円(上記の必要経費に含まれている)を支払っている。

1. 223万円
2. 237万円
3. 243万円
4. 323万円

問6

所得税と保険金に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題21)

(設問A) 浅見さんは、事業用店舗に以下の保険期間10年の長期総合保険を掛けており、2023年中にその保険の満期返戻金を受け取った。この満期返戻金に係る総所得金額の計算上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

○10年間の支払保険料の総額	140万円
(内訳)	
・積立部分の金額	110万円
・個人事業の必要経費に算入した合計金額	30万円
○長期総合保険の満期返戻金と契約者配当金の合計額	170万円

1. 事業所得となり、60万円が総所得金額に算入される。
2. 事業所得となり、170万円が総所得金額に算入される。
3. 一時所得となるが、総所得金額に算入すべき金額はない。
4. 一時所得となり、5万円が総所得金額に算入される。

(問題 2 2)

(設問B) 伊丹さんは、母の死亡により2023年中に以下の死亡保険金を受け取った。この場合における伊丹さんの2023年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき一時所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに一時所得に該当する所得はないものとする。

	T B 保 険	T C 保 険
保険種類	終身保険	終身保険
被保険者	伊丹さんの母	伊丹さんの母
保険契約者(保険料負担者)	伊丹さん	伊丹さん
死亡保険金受取人	伊丹さん	伊丹さん
支払保険料の総額(注)	890万円	1,950万円
死亡保険金	1,000万円	2,100万円
保険金の受取方法	一時金	一時金
保険料の支払い方法	一時払い	月払い
契約日から死亡保険金受取りまでの期間	4年	23年

(注) 収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。

1. 50万円
2. 105万円
3. 130万円
4. 210万円

問7

退職所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題23)

(設問A) 湯本さん(28歳)は、2019年3月に大学院を卒業し、2019年4月に初めての就職先として知人が経営する株式会社QAの取締役就任した。その後、2023年6月にQA社の取締役を辞任しており、その際にQA社から以下のとおり退職一時金が支給された。湯本さんの2023年分の退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、湯本さんがQA社の取締役を辞任した理由は障害者になったことに基因するものではない。

支払者	支給年月	金額	役員就任期間
QA社	2023年6月	420万円	2019年4月～2023年6月

・ 湯本さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

1. 110万円
2. 130万円
3. 220万円
4. 260万円

問8

個人の株式等の譲渡等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題24)

(設問A) 大下さんの2023年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、大下さんの2023年分の所得税の確定申告で総合課税を選択した場合の配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社MA	113,000円	12ヵ月	・ 上場株式
株式会社MB	110,000円	12ヵ月	・ 非上場株式
株式会社MC	48,000円	6ヵ月	・ 上場株式
	53,000円	6ヵ月	
株式会社MD	37,000円	6ヵ月	・ 非上場株式
	62,000円	6ヵ月	
合同運用指定 金銭信託	3,000円	6ヵ月	・ 2022年中に信託を開始し、信託期間は3年間である。 ・ 分配は年2回である。 ・ 非課税制度の適用は受けないものである。
	3,000円	6ヵ月	

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、大下さんはいずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 大下さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2023年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2023年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 110,000円
2. 172,000円
3. 178,000円
4. 338,000円

(問題25)

(設問B) 西里さんの2019年から2023年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。各年分において上場株式の配当所得について申告分離課税方式により確定申告をした場合、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、西里さんの2023年分の所得税の計算上、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。

年分	譲渡所得の金額		配当所得の金額
	銘柄	譲渡所得の内訳	
2019年分	株式会社MU	収入金額 270万円 取得費 350万円 譲渡費用 2万円	12万円
2020年分	株式会社MV	収入金額 150万円 取得費 126万円 譲渡費用 1万円	8万円
2021年分	株式会社MW	収入金額 326万円 取得費 340万円 譲渡費用 3万円	5万円
2022年分	—	取引なし	6万円
2023年分	株式会社MY	収入金額 198万円 取得費 137万円 譲渡費用 1万円	7万円

- ・ 西里さんは、2019年分の所得税の確定申告以後、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2018年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、西里さんはいずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 少額投資非課税制度（NISA口座）による譲渡所得、配当所得は含まれない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 6万円
2. 12万円
3. 17万円
4. 45万円

(問題 26)

(設問C) 柴田さんの2023年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。柴田さんの2023年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、柴田さんのその年分の譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する取得費等	備考
PA株式	2018年10月18日	2023年5月31日	410万円	310万円	(注1)
PB株式	2021年 2月 2日	2023年8月28日	400万円	470万円	(注2)
PC株式	2019年 3月 5日	2023年9月11日	190万円	120万円	(注3)

(注1) 柴田さんは、従前からA証券会社にA特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのA特定口座でPA株式の取引を行っている。なお、本年中にA特定口座で行われた取引はPA株式の譲渡のみである。

(注2) 柴田さんは、従前からB証券会社にB特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのB特定口座でPB株式の取引を行っている。なお、本年中にB特定口座で行われた取引はPB株式の譲渡のみである。

(注3) 柴田さんは、2019年にC証券会社に少額投資非課税制度の口座（NISA口座）を開設しており、そのNISA口座でPC株式の取引を行っている。なお、本年中にNISA口座で行われた取引はPC株式の譲渡のみである。

1. 30万円
2. 70万円
3. 100万円
4. 170万円

問9

居住用財産の譲渡に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。また、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題27)

(設問A) 池谷さん(65歳)は、所有する居住用の土地および建物(以下「マイホーム」という)を2023年10月に売却した。マイホームの売却に関する資料は以下のとおりである。池谷さんのマイホームの譲渡所得に係る所得税および住民税の金額(合計額)として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。

<池谷さんのマイホームの売却に関する資料>

取得年月	1988年11月	購入価額	土地	3,100万円
			建物(鉄筋コンクリート造)(注1)	3,000万円
譲渡年月	2023年10月	譲渡価額	土地および建物	8,500万円
			譲渡費用(注2)	280万円

(注1) 居住用建物(鉄筋コンクリート造)の法定耐用年数は47年である。

(注2) 譲渡費用は、譲渡年において現金で支払ったものである。

<「建物の取得費」等の計算方法>

○「建物の取得費」の計算方法

① 建物の購入価額	3,000万円
② 建物の減価償却費相当額	***万円
③ 建物の取得費(=①-②)	***万円

○定額法の償却率

年数	47年	70年	71年
償却率	0.022	0.015	0.014

※問題作成の都合上、一部「***」で表示している。

1. 620,200円
2. 752,500円
3. 1,075,000円
4. 1,678,600円

問10

所得税の所得控除に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題28)

(設問A) 長谷川さんの家族構成および2023年分の収入等は以下のとおりである。この場合の長谷川さんの2023年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員長谷川さんと同居し、生計を一にしているものとする。

<長谷川さんの家族の2023年12月31日における現況等>

続柄	年齢	2023年分の所得等の状況
長谷川さん	51歳	会社員で給与所得は460万円である。夫の死亡後は再婚しておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人はいない。
長男	20歳	大学生でアルバイトによる給与所得が40万円ある。
長女	15歳	中学生で所得はない。
母	80歳	公的年金による所得が20万円ある。
夫	—	2023年12月に死亡(死亡時54歳)。死亡時まで長谷川さんと同居し、生計を一にしていた。死亡時における2023年分の合計所得金額は、30万円であった。

・上記の表の人には障害者および特別障害者に該当する者はいない。

1. 204万円
2. 207万円
3. 242万円
4. 280万円

(問題 29)

(設問B) 若杉さんはR B株式会社に勤務する会社員で、若杉さんの妻は広告代理店で勤務しており、2023年8月に長女を出産した。若杉さんの妻の出産に要した費用および受け取った金額が以下のとおりである場合、若杉さんの2023年分の所得税に係る医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、若杉さんの2023年分の給与所得の金額は600万円であり、給与所得以外の所得はなく、若杉さんは妻と同居し生計を一にしている。また、若杉さんの2023年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

○妻の出産に関して、若杉さんが負担した費用

- ・ 産婦人科医院に支払った診療費等
 - 2022年10月から同年12月までに支払った診療費 40万円
 - 2023年1月から同年8月までに支払った診療費および出産費 90万円
- ・ 突然の陣痛のため、出産時に支払った自宅から産婦人科医院までのタクシー代 1万円

○出産に関し、若杉さんの妻が受け取った金額

- ・ 健康保険組合からの出産育児一時金 50万円
- ・ 健康保険組合からの出産手当金 38万円
- ・ 親戚、友人からの出産祝い金 17万円

1. 0円
2. 3万円
3. 26万円
4. 31万円

問 1 1

所得税における損益通算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		55万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%－10万円
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋8万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋44万円
660万円 超	850万円 以下	収入金額×10%＋110万円
850万円 超		195万円 (上限)

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題30)

(設問A) 飯田さんの2023年における所得等が以下のとおりであった場合、飯田さんの2023年分の各課税所得金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

所得の区分	金額		備考
給与所得	収入金額	100万円	—
事業所得	総収入金額	700万円	個人事業に係るものである。
	必要経費	730万円	
譲渡所得	総収入金額	190万円	上場株式の取引に係る所得で、証券会社の一般口座で取引を行っている。
	取得費等	150万円	
退職所得	収入金額	900万円	勤続年数は20年である。

- ・ 飯田さんの所得控除の金額は、60万円である。
- ・ 障害者になったことに基因する退職ではなく、過去に退職金の支給を受けたことや役員として勤務した期間はない。また、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

- | | | | | | |
|------------|------|----------|------|----------|------|
| 1. 課税総所得金額 | 0円 | 課税譲渡所得金額 | 0円 | 課税退職所得金額 | 45万円 |
| 2. 課税総所得金額 | 0円 | 課税譲渡所得金額 | 40万円 | 課税退職所得金額 | 5万円 |
| 3. 課税総所得金額 | 0円 | 課税譲渡所得金額 | 40万円 | 課税退職所得金額 | 50万円 |
| 4. 課税総所得金額 | 45万円 | 課税譲渡所得金額 | 0円 | 課税退職所得金額 | 0円 |

(問題31)

(設問B) 成田さんの2023年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、成田さんの2023年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得の区分	金額	備考
給与所得	30万円	—
退職所得	40万円	株式会社GYからの退職金による所得
事業所得	100万円	喫茶店の経営によるもの
不動産所得	▲140万円	アパートの貸付けによるもので、借入金利子はない。
譲渡所得	10万円	10年間所有したゴルフ会員権の譲渡による所得
一時所得	180万円	生命保険契約の解約による所得

- ・ 成田さんの所得控除の金額は、86万円である。

1. 22,000円
2. 24,500円
3. 65,000円
4. 67,000円

問12

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、計算に当たっては、2023年分の所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題32)

(設問A) 最上さん夫妻は会社員であるが、2023年4月に新築マンションを購入し、購入後直ちに居住を開始した。最上さん夫妻が購入したマンションの概要等が以下のとおりである場合、最上さん夫妻の2023年分の所得税の計算上、確定申告により適用される住宅ローン控除の金額の合計額として、正しいものはどれか。

<最上さん夫妻が購入したマンションの概要>

- ・ 床面積 75m² (すべて居住用である)
- ・ 取得価額 5,400万円

※認定住宅等には該当しない。

※最上さんが3分の2、妻が3分の1の共有名義で登記している。

<取得資金の内訳>

調達先	調達資金の内訳	2023年の 年末借入金残高	返済期間	金利	債務者	備考
自己資金	1,800万円	—	—	—	—	(注1)
金融機関	3,000万円	2,940万円	35年	2.0%	最上さん と妻	(注2)
最上さんの父	600万円	570万円	15年	1.0%	最上さん	(注3)
合計	5,400万円	3,510万円	—	—	—	

(注1) 自己資金の内訳は、最上さん1,000万円、妻800万円である。

(注2) 最上さんと妻の連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。

(注3) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

<その他>

- ・ 2023年分の年末調整後の所得税額は、最上さんが15万円、妻6万円である。
- ・ 住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

1. 197,200円
2. 205,800円
3. 200,000円
4. 210,000円

(問題 3 3)

(設問B) 関根さんは2022年中に住宅を取得し居住を始め、2022年分の所得税の確定申告で住宅ローン控除の適用を受けた。仮に、住宅ローン控除の適用期間中、関根さんが勤務先からの転任の命令で転勤によりその対象となっている家屋に居住できなくなった場合、関根さんの住宅ローン控除の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 国外の転勤で関根さんが非居住者となり、生計を一にする親族等も一緒に国外に転居した場合、転勤終了後に対象の家屋に再居住しても、所定の手続きにかかわらず、残存控除期間について住宅ローン控除の再適用を受けることはできない。
2. 国内の転勤で関根さんが単身赴任の場合、対象の家屋に生計を一にする親族等が引き続き居住をしていますが、単身赴任期間中は住宅ローン控除の適用を受けることはできない。
3. 国内の転勤で関根さんと生計を一にする親族等も一緒に転居した場合、所定の手続きを行い、転勤終了後に対象の家屋に再居住したときは、転勤期間分延長した期間を控除期間として住宅ローン控除の再適用を受けることができる。
4. 国内の転勤で関根さんと生計を一にする親族等も一緒に転居した場合、所定の手続きを行い、転勤中に対象となる家屋を賃貸しても、転勤終了後にその家屋に再居住したときは、賃貸の翌年以後、残存控除期間につき住宅ローン控除の再適用を受けることができる。

問13

R D株式会社の東京本社に勤務する荒木さんは、2023年10月から5年間の予定でR D社の米国支社に赴任しています。荒木さんの海外赴任の内容が以下のとおりである場合、以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

- ・ 荒木さんの米国支社への赴任は、妻と長男も一緒の家族帯同である。
- ・ 荒木さんは、R D社の役員ではない。
- ・ 荒木さんの所得は、R D社からの給与所得のみである。

(問題34)

(設問A) 荒木さんの2023年分の所得税および2024年度の住民税（都道府県民税および市町村民税）に係る原則的な取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問における「給与」は、賞与以外の普通給与のことを指すものとする。

1. 荒木さんの給与については、2023年10月以降に米国支社での勤務に基因する給与であっても、日本国内において支給されるものは所得税が課税される。
2. 荒木さんの海外勤務期間は、あらかじめ1年未満でないことが明らかであるため、荒木さんは出国の日の翌日から非居住者となる。
3. 荒木さんの給与については、出国する日までに支給期の到来する給与について年末調整を行う場合、荒木さんの妻が控除対象配偶者に、長男が控除対象扶養親族に該当するか否かは、出国の時の現況により判定する。
4. 荒木さんの2023年分の給与については、2023年10月以降、予定どおり赴任が継続していれば、2024年度の住民税は課税されない。

問14

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。
 なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては、課税期間の納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題35)

(設問A) 榎並さんは2021年7月に個人事業を開始した。榎並さんの消費税に関する資料が以下のとおりであった場合、2023年分と2024年分について、榎並さんの課税事業者または免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。

年分	期間	課税売上高	給与等の金額
2021年分	上半期	—	—
	下半期	350万円	270万円
2022年分	上半期	480万円	330万円
	下半期	550万円	410万円
2023年分	上半期	950万円	740万円
	下半期	未定	未定

- ・ 上半期とは1月1日から6月30日まで、下半期とは7月1日から12月31日までを指す。
- ・ 榎並さんは、開業して以来「消費税課税事業者選択届出書」、「適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)」を提出したことはない。
- ・ 「給与等の金額」は、所得税法に規定する給与等の支払金額である。

- | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 1. 2023年分 | 課税事業者 | 2024年分 | 課税事業者 |
| 2. 2023年分 | 課税事業者 | 2024年分 | 免税事業者 |
| 3. 2023年分 | 免税事業者 | 2024年分 | 免税事業者 |
| 4. 2023年分 | 免税事業者 | 2024年分 | 課税事業者 |

(問題36)

(設問B) 不動産賃貸業を行っている株式会社MSの損益等の状況は以下のとおりである。MS社の以下の課税期間における納付すべき消費税の額として、正しいものはどれか。

<事業年度(自2022年10月1日 至2023年9月30日)の損益等の状況>

項目		金額 (消費税を含む)	備考
収入金額	店舗の賃貸収入	3,080万円	すべて消費税率10%に該当する取引である。
	住宅の賃貸収入	1,760万円	すべて契約において貸付期間が2年間の住宅用の家賃の取引である(すべて消費税が非課税に該当する取引である)。
経費等の金額	課税仕入れに該当する経費の金額	715万円	すべて消費税率10%に該当する取引であり、このうち、店舗の賃貸収入に係るものが594万円、住宅の賃貸収入に係るものが121万円である。なお、共通対応部分の金額はない。
	課税対象外と非課税仕入れに該当する経費等の金額	1,306万円	

- ・ MS社は課税事業者に該当することとなったときから「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出したことはない。
- ・ 事業年度終了日2023年9月30日の属する課税期間および事業年度終了日2024年9月30日の属する課税期間においても課税事業者に該当し、本設問において免税事業者であった期間はない。
- ・ MS社は課税事業者に該当することとなったときから「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しており、その後「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出したことはない。
- ・ 事業年度終了の日2023年9月30日の属する課税期間の基準期間における課税売上高は1,000万円超5,000万円以下である。
- ・ MS社は2023年10月1日より適格請求書発行事業者に登録している。
- ・ MS社は消費税の税額の計算に当たっては割戻計算を採用している。
- ・ MS社は消費税の計算に関して適切な記帳および書類の保存を行っている。
- ・ 課税売上げについての著しい変動はないものとする。
- ・ 上記の表に記載されたもの以外に、課税売上げおよび課税仕入れに該当する取引はない。

1. 1,400,000円
2. 1,680,000円
3. 2,260,000円
4. 2,640,000円

問15

個人事業税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題37)

(設問A) 天野さんは、2022年中に勤務先を退職し、2023年4月に賃貸用建物を取得して、取得と同時に建物の一部を小売業の店舗として個人事業を開始した。店舗以外の部分は、取得と同時に賃貸用として貸付けを開始している。天野さんの2023年分の所得等が以下のとおりであった場合、納付すべき個人事業税の金額(100円未満切捨て)として、正しいものはどれか。なお、天野さんは、2023年4月に開業したため、2023年中に事業を行った期間は9ヵ月である。

<天野さんの2023年における所得等の状況>

所得の種類等	金額	備考
事業所得	▲170万円	—
不動産所得	415万円	青色申告特別控除額を控除した後の金額
所得控除額	50万円	—

- ・ 天野さんの2022年分の純損失の繰越控除額はない。
- ・ 天野さんは、青色申告特別控除額65万円の適用を受けている。
- ・ 天野さんの不動産所得および事業所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当し、個人事業税の課税対象となるものである。

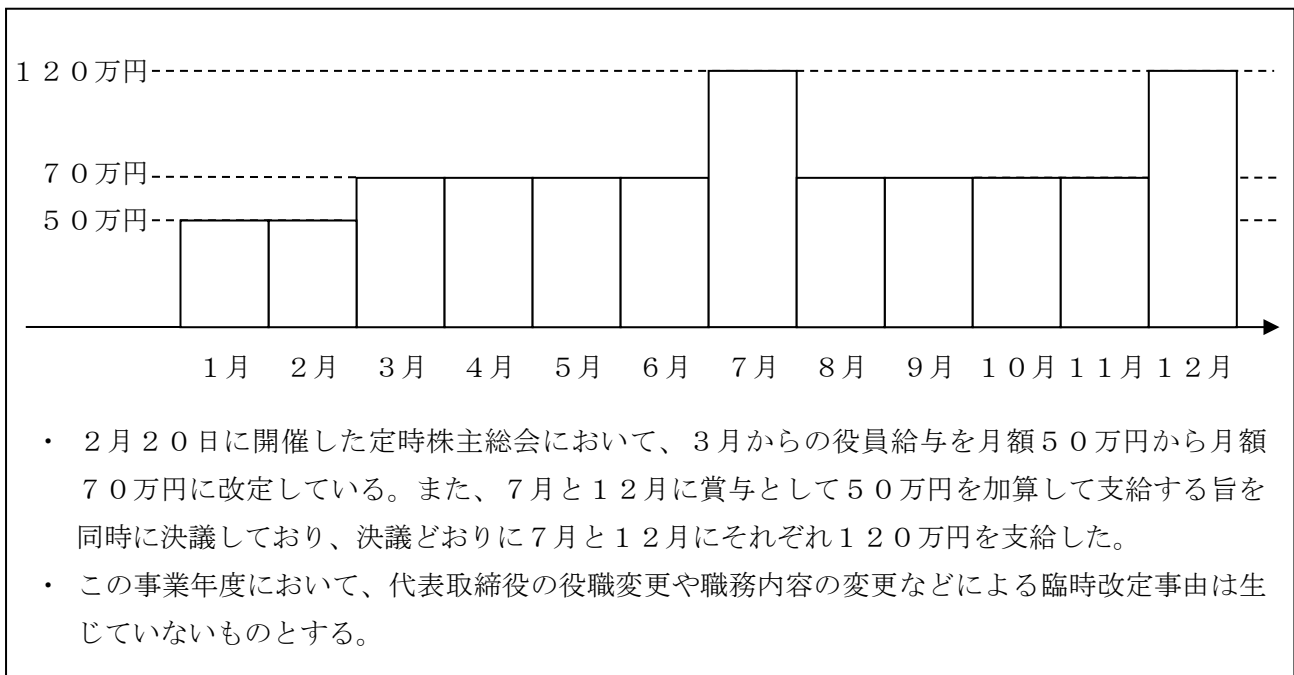
1. 10,000円
2. 13,700円
3. 21,200円
4. 46,200円

問16

大垣さんは、6年前に勤務先の会社を退職し、現在は個人で中古自動車販売業を営んでいます。開業当初より業績は堅調で、今後も増収増益が見込まれることから、資本金1,000万円以下で株式会社を設立して、法人成りすることを検討しています。法人成りに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 法人がある事業年度(1月1日から12月31日までの12ヵ月)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。また、解答に当たっては、損金不算入とすべき金額が最も少なくなるように計算すること。



1. 0円
2. 100万円
3. 240万円
4. 520万円

(問題39)

(設問B) 法人がある事業年度(1月1日から12月31日までの12ヵ月)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与等を支給した場合、代表取締役の所得税における税務上の給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。なお、不相当に高額な部分の金額および記載のない事項については考慮しないものとする。

- ・ 毎月の給与の合計額 840万円
- ・ 賞与 200万円(事前確定届出給与および業績連動給与に該当しない)
- ・ 会社の所有車を受贈(無償譲受)したことによる経済的利益
譲受時点の帳簿価額(簿価) 100万円
譲受時点の価額(時価) 250万円

※金額はいずれも年間の合計額である。

1. 1,040万円
2. 1,090万円
3. 1,140万円
4. 1,290万円

(問題40)

(設問C) 大垣さんは、法人設立の日の属する事業年度から以下のとおり法人税等に関する処理を行いたいと考えている。この場合における税務上の届出書または申請書（以下「届出書等」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、大垣さんは設立した法人の代表取締役就任するものとする。

- ・ 法人税の申告を青色申告により行う。なお、大垣さんは、個人の事業所得に係る確定申告も開業時より青色申告により行っている。
- ・ 大垣さんと生計を一にする大垣さんの妻に給与を支給して、その給与を損金に算入する。なお、妻は法人の事業に従事しているが、役員には該当しないものとする。
- ・ 給与に関して、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納付することができる「源泉所得税の納期の特例」の適用を最初の給与支払日より受ける。なお、最初の給与支払日は、設立の日の属する月の翌月25日の予定である。
- ・ 備品（固定資産）の減価償却に係る償却限度額の計算方法として定額法を採用する。

1. 固定資産に該当する備品の減価償却について、償却限度額の計算方法として定額法を採用するためには、法人設立の日の属する事業年度に係る法人税の確定申告書の提出期限までに、「減価償却資産の償却方法の届出書」を提出しなければならない。
2. 大垣さんと生計を一にする配偶者に支給した給与を損金に算入するためには、設立の日の属する事業年度終了の日までに、所定の届出書等を提出しなければならない。
3. 最初の給与支払日より「源泉所得税の納期の特例」の適用を受けるためには、その最初の給与の支給日までに、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出しなければならない。
4. 法人税の申告を青色申告により行うためには、設立の日の属する事業年度終了の日までに、所定の届出書等を提出しなければならない。

問17

株式会社PPは、はん用機械器具の製造業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が100人の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、PP社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2023年2月1日～2024年1月31日）のPP社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

<租税公課に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	6,200千円
地方法人税（当期中間分の本税）	630千円
法人住民税（当期中間分の本税）	450千円
法人事業税（当期中間分の本税）	2,150千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	790千円
固定資産税	1,150千円
印紙税	500千円
自動車税	850千円
利子税（前期分確定法人税の納期延長に係るもの）	30千円
延滞金（社会保険料納付遅延に係るもの）	50千円
不納付加算税（源泉所得税納付遅延に係るもの）	200千円

<接待交際費に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 当社得意先との打ち合わせ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額 495千円
なお、上記は一次会の費用135千円と二次会の費用360千円の合計額であり、参加人数はいずれも30人である。また、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められる。
- ・ 当社の下請企業の従業員に対し表彰金品を支給するために要した費用の額 220千円
上記は、当社工場内で無事故の記録が達成されたことに伴い、その工場内に経常的に従事している下請企業の従業員に対し、当社従業員と同一の基準により支給したもので、通常要する費用の額として認められるものである。
- ・ 専務取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる） 800千円
- ・ 当社得意先、仕入先へのお中元・お歳暮の贈答費用 2,225千円
- ・ その他税務上交際費と認められる金額（接待飲食費は含まれていない） 7,095千円

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

<販売促進費に関する事項>

得意先を旅行へ招待した費用が1,100千円あり、販売促進費として当期の費用に計上している。

<会費に関する事項>

健康増進のためスポーツクラブに法人会員として入会し、年会費300千円を一時金で支払い、諸会費として計上した。このスポーツクラブは代表取締役社長のみが使用できるものである。

<寄附金に関する事項>

当期に支出した900千円は、学術研究の経費のために国立大学に寄附した500千円と、代表取締役社長の長女の大学入学の際に入学先である私立大学に寄附した400千円である。

<減価償却費に関する事項>

種類	取得価額	当期償却費	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	事業供用日	備考
小型加工機 (機械装置)	260千円	260千円	0円	12年	2023年 2月13日	(注1) (注2)
電子計算機 (器具備品)	2,800千円	2,800千円	0円	4年	2023年 8月28日	(注1) (注3)

(注1) 自社使用の目的で取得した新品であり、賃貸の用に供されているものはない。

(注2) 当期2月に単価260千円のものを取得し、直ちに事業の用に供したものである。

(注3) 当期8月に単価280千円のもの10台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

<償却率等>

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
12年	0.084	0.167	0.200	0.05566

<貸倒損失に関する事項>

取引先名	貸倒損失の金額	備考
PG社	1,500千円	PG社に対し売掛金2,000千円を有しているが、資産状況および支払能力からみて1,500千円は回収が困難であると認められる。そのため、売掛金1,500千円を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
PH社	800千円	PH社に対し貸付金800千円を有しているが、当期中にPH社が民事再生法による再生手続開始の申立てを行ったため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、当期末において再生計画は認可決定されていない。
PI社	1,200千円	継続的な取引先であるPI社に対し貸付金1,200千円を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上経過したため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。

(問題 4 1)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 7,310千円
2. 7,480千円
3. 7,510千円
4. 7,560千円

(問題 4 2)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,900千円
2. 2,420千円
3. 2,780千円
4. 3,000千円

(問題 4 3)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与（報酬・賞与）のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 300千円
2. 700千円
3. 1,200千円
4. 1,500千円

(問題 4 4)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、PP社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 210,000円
2. 216,580円
3. 238,160円
4. 245,000円

(問題45)

(設問E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,500千円
2. 2,300千円
3. 2,700千円
4. 3,500千円

(問題46)

(設問F) P P社の同業他社である株式会社P J（資本金1,000万円）の課税所得の推移が以下のとおりである場合、第12期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、P J社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前の課税所得金額
第1期	2012年4月1日～2013年3月31日	青色	▲3,155千円
第2期	2013年4月1日～2014年3月31日	青色	▲400千円
第3期	2014年4月1日～2015年3月31日	青色	550千円
第4期	2015年4月1日～2016年3月31日	青色	170千円
第5期	2016年4月1日～2017年3月31日	青色	785千円
第6期	2017年4月1日～2018年3月31日	青色	350千円
第7期	2018年4月1日～2019年3月31日	青色	110千円
第8期	2019年4月1日～2020年3月31日	青色	▲1,550千円
第9期	2020年4月1日～2021年3月31日	青色	190千円
第10期	2021年4月1日～2022年3月31日	青色	390千円
第11期	2022年4月1日～2023年3月31日	青色	610千円
第12期	2023年4月1日～2024年3月31日	青色	2,550千円

※災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

1. 550千円
2. 1,340千円
3. 1,550千円
4. 1,950千円

問18

役員と法人の取引および法人の生命保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47)

(設問A) 株式会社QCの取締役である橋口さんは、2023年中に個人所有の土地をQC社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、橋口さんの2023年分の所得税の計算上、これらの土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

摘要		X土地	Y土地
取得に関する資料	取得年月	1998年8月	2003年3月
	取得費	1,800万円	500万円
譲渡に関する資料	譲渡年月	2023年10月	
	譲渡価額	2,400万円	800万円
	譲渡時の時価	4,600万円	2,600万円
	譲渡費用	160万円	

- ・ 橋口さんは、X土地およびY土地を一の契約によりQC社に譲渡している。
- ・ X土地およびY土地は橋口さんの居住の用に供されたことはない。

1. 740万円
2. 2,540万円
3. 2,940万円
4. 4,740万円

(問題 48)

(設問B) 株式会社QEの取締役である牧村さんは、2023年6月に取締役を退任した。QE社は、牧村さんの取締役退任に際し、退職金として、牧村さんを被保険者として契約している以下の養老保険の保険金受取人をQE社から牧村さんに変更した。この養老保険に関する資料が以下のとおりである場合、牧村さんの2023年分の所得税の計算上、退職所得の収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

	被保険者	契約者	保険金受取人
変更前	牧村さん	QE社	QE社
変更後	牧村さん	牧村さん	牧村さん

- QE社はこの養老保険に関し、支払保険料の全額を保険積立金として適法に資産計上しており、退任直前の保険積立金の残高は1,000万円である。なお、退任の日にこの保険契約を解約した場合の解約返戻金は800万円である。
- 上記の保険契約に係る配当金等はない。

1. 200万円
2. 400万円
3. 800万円
4. 1,000万円

問19

次のQD株式会社の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、問題の性質上、財務諸表の一部を空欄にしています。

製造原価報告書	
2023年4月1日より2024年3月31日まで	
(単位：百万円)	
I 直接材料費	3,000
II 直接労務費	3,800
III 製造間接費	3,100
当期総製造費用	()
期首仕掛品棚卸高	1,300
計	()
期末仕掛品棚卸高	1,400
当期製品製造原価	()

損益計算書	
2023年4月1日より2024年3月31日まで	
(単位：百万円)	
I 売上高	15,000
II 売上原価	
期首製品棚卸高	1,600
当期製品製造原価	((ア))
計	()
期末製品棚卸高	()
売上総利益	()
III 販売費及び一般管理費	3,300
営業利益	()

貸借対照表		2024年3月31日現在		(単位：百万円)
[資産の部]		[負債の部]		
I 流動資産		I 流動負債		
現金預金	1,100	買掛金	2,000	
売掛金	3,000	短期借入金	()	
材料	()	流動負債合計	()	
仕掛品	(イ)			
製品	1,800	II 固定負債		
流動資産合計	()	長期借入金	3,500	
		固定負債合計	3,500	
II 固定資産		負債合計	9,000	
建物	2,400	[純資産の部]		
機械装置	2,600	資本金	5,000	
工具	900	利益剰余金	4,000	
土地	4,100	純資産合計	9,000	
固定資産合計	10,000	負債及び純資産合計	18,000	
資産合計	18,000			

(問題49)

(設問A) 財務諸表中の空欄 (ア)、(イ) にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

1. (ア) 9,800 (イ) 1,300
2. (ア) 9,800 (イ) 1,400
3. (ア) 10,000 (イ) 1,300
4. (ア) 10,000 (イ) 1,400

(問題50)

(設問B) 財務諸表に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 固定比率は100%を上回っている。
2. 固定長期適合率は100%を上回っている。
3. 売上高原価率は36%である。
4. 売上債権回転率は0.20回である。